

岡山市子ども・子育て会議傍聴取扱要領

平成25年9月3日

1 岡山市子ども・子育て会議の公開及び傍聴の許可

岡山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の会議は、原則として公開とする。

（1）会長は、子ども・子育て会議の傍聴を許可する。

ただし、会長は、子ども・子育て会議の円滑な運営に特に支障があると判断する場合には、子ども・子育て会議の決定により当日の傍聴を許可しないことができる。

（2）傍聴許可人数は、特に定めないものとする。

ただし、会長は、傍聴者が多数で子ども・子育て会議の運営に支障となると判断した場合は、傍聴許可人数を制限することができる。この場合には、当日の「傍聴整理券」の番号順に抽選を行い、当選者を決定するものとする。

2 傍聴の手続き

（1）傍聴の受付時間は、原則として子ども・子育て会議の開会予定時刻の30分前からとする。

（2）傍聴希望者（以下「傍聴者」という。）は、会場の受付において、所定の傍聴者受付表に必要事項を記入し、当日の「傍聴整理券」を受けた後、会長が傍聴を許可するまで、会議室前で待機する。

（3）会長が傍聴を許可した場合は、子ども・子育て会議事務局職員（以下「職員」という。）は当日の「傍聴許可書」を傍聴者に発行し、傍聴席に誘導する。

（4）傍聴者は、傍聴に当たり、当日の「傍聴許可書」を常時携帯し、「傍聴許可書」に記載された条件を遵守するとともに、会長及び職員の指示に必ず従うものとする。

3 傍聴許可の取り消し

（1）会長は、傍聴者が、「傍聴許可書」記載の条件に違反し、また、その他子ども・子育て会議の円滑な運営を妨げる行為等を行った場合は、これを制止するとともに、その制止に従わないときは傍聴の許可を取り消すことができる。

（2）傍聴者は、傍聴の許可を取り消された場合は、速やかに退室しなければならない。

4 傍聴者の退室

傍聴者が退室するときは、職員にその旨を伝え、「傍聴許可書」を返却のうえ退室するものとする。

5 子ども・子育て会議開催日時等の周知方法

子ども・子育て会議の開催日時等については、各関係機関への資料提供やホームページ上への掲載などで、市民への周知を図るものとする。

附則

この取扱要領は、平成25年9月3日から施行し、平成25年9月3日から適用する。